

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1-1】実践的指導力の育成のため、第2期中期目標期間において整備した教職系列・実践系列・教科系列から構成される教育課程を学生の自己評価、卒業生調査などの評価指標を踏まえて改善する。【1】

- ・【1-1-1】令和元年度実施の学部教育教員課程に対応した新たな教職実践演習（令和4年度以降実施）の実施内容・方法を決定する。【1】
- ・【1-1-2】第4期中期目標・計画期間に向けて、卒業時・修了時アンケートなどの評価指標を踏まえて、統合型リフレクシオンウィーク（教職指導、生活指導、キャリア指導）の実施原案を作成する。【2】

【1-2】課題探究型学習ならびに学生の主体的な学習の促進のため、その基礎となる教養教育の充実、アクティブ・ラーニングの展開、ならびに情報収集・活用・提示に資するICT（情報通信技術）活用能力の向上に取り組む。【2】

- ・【1-2-1】令和4年度以降の教養教育について、奈良女子大学と連携しながら、具体的な実施方法を決定する。【3】
- ・【1-2-2】ICT活用能力の育成に向けた取組を引き続き推進するとともに、ICT活用に関わって次世代教員にとくに求められる指導力とその指導法について、授業担当教員への周知を図る。【4】

【1-3】自ら学び続ける姿勢の形成、教職への円滑な移行を促すため、キャリア教育を充実させる。とりわけ学生の実践的指導力の育成のため、地域教育委員会と協働したスクールサポートシステムを整備・拡充する。【3】

- ・【1-3-1】学校フィールド演習Ⅱの実施状況を評価し、実践上の課題整理と令和4年度実施分の改善計画を立案する。【5】
- ・【1-3-2】引き続き学校フィールド演習Ⅰの実施状況を評価し、実践上の課題整理と令和4年度実施分の改善計画を立案する。【6】
- ・【1-3-3】引き続き地域教育委員会とも連携しつつ、改訂スクールサポーター1級・2級研修をビデオ視聴システムを活用し実施する。【7】

【2-1】学士（教育学）として身につける資質能力基準を踏まえ、第2期中期目標期間に作成した成績評価基準とそのガイドラインに基づく成績評価を実施する。また、評価の適切性を平成32年度を目途に検証し、ガイドラインを見直す。【4】

- ・【2-1-1】第4期中期目標・計画期間における教育実習の実施に向けて、教育実習の評価規準（評価票）による評価結果等にもとづき、教育実習の内容・方法について改善を図る。

【8】

- ・【2-1-2】「成績評価基準のガイドライン」及び「成績評価に関する申し合わせ」（令和2年度に妥当性の検討済）に基づいた評価が行われたかを問うアンケートを引き続き実施し、授業担当教員に適切な成績評価についての理解を図る。【9】

【3-1】 大学院における学修と現職教員研修機能を踏まえ、「学校づくり」の視点に立ち、「養成する人材像」を基に履修コースの点検・整備・拡充を含む教育課程編成を行う。【5】

- ・【3-1-1】 令和4年度大学院改組にともない新たに編成された教育課程の実施に向けて、カリキュラム・フレームワークを策定するとともに、奈良県教育委員会、市町村教育委員会等との連携を図りながら各種準備をおこなう。【10】

【3-2】 新たな教育課題に対応できる実践的指導力を更に強化するため、平成28年度実施の「実習科目」について、実習の場、期間、学びの成果を中心に点検し、平成32年度を目途に改善する。【6】

- ・【3-2-1】 学校実習の評価情報、奈良県教育委員会、市町村教育委員会、連携協力校からの要請や意見等を踏まえて検討された改善案をもとに、令和4年度の大学院改組にともなう新たな「実習科目」群の実施に向けて準備を進める。【11】

【4-1】 多様化する学校教育の新たな教育課題にも対応できる実践的指導力の強化・充実のため、平成28年度実施の「実践的科目」ならびに「教育課題探究科目」の内容と編成を点検し、平成32年度を目途に教育課程を改善する。【7】

- ・【4-1-1】 これまでの検討をふまえ、令和4年改組後の新修士課程における教育課程を決定し、カリキュラム・フレームワークを策定する。【12】

【4-2】 地域社会の要請に応える高度な研究力・探究力を有する教員の養成のため、教科の教材開発研究領域、ならびに奈良の特色を生かした「持続可能な開発のための教育」などの教科横断的な教育研究領域などの充実に向けた教育課程の整備を行う。【8】

- ・【4-2-1】 これまでの検討をふまえ、令和4年改組後の新修士課程における教育課程を決定する。【13】

【5-1】 教職修士（専門職）及び修士（教育学）として身につける資質能力基準を踏まえ、成績評価基準とそのガイドラインに基づく成績評価を実施する。また、評価の適切性を平成32年度を目途に検証し、ガイドラインを見直す。【9】

- ・【5-1-1】 令和4年改組後の成績評価基準とそのガイドラインを点検し、決定する。【14】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6-1】 大学院教育学研究科における実践型教員養成・研修機能をさらに強化するため、平成28年度の大学院改組を踏まえ、平成32年度を目途に専門職学位課程への重点化と修士

課程の特色化を図る。(戦略性が高く意欲的な計画)【10】

- ・【6-1-1】令和4年度大学院改組に係る申請手続きを行い、必要に応じて改組について検討を行う。【15】

【6-2】 学生が身につけた資質能力について教員や学生自らが確認できるようにするため、教学システム等を活用した学習成果の可視化環境を整備する。【11】

- ・【6-2-1】全学ポートフォリオシステムの利活用の検証結果に基づき、必要に応じて改善する。【16】

【6-3】 実践型教員養成・研修機能を高めるため、附属学校部の下に教育研究連携部会を設置するなど、体制整備を行い、学校現場で指導経験のない大学教員が附属学校等の現場において授業観察、共同研究などの経験を重ねる組織的な取組を行う。【12】

- ・【6-3-1】引き続き、開発した研修プログラムを実施するとともに、第4期中期目標・中期計画期間における実施について検討し、必要に応じて内容の修正を行う。【17】

【6-4】 京阪奈三教育大学の連携により教員養成研修の高度化と質保証、新たな学びに対応できる次世代教員養成及び研修の課題に協働して取り組み、三教育大学連携の拠点の一つである次世代教員養成センターにおいて、各大学の連携拠点が開発したプログラム等を点検実施し、その成果に基づき教員養成の機能強化を進める。特に三教育大学共同により具体的に取り組む課題を重点的に位置づけ、双方向遠隔授業等を活用した教育課程の連携を進め、全国的に活用可能なプログラムを開発提供する。【13】

- ・【6-4-1】教員養成・研修テキスト(情報教育)の配布及び支援サイトによるコンテンツ提供を継続する。【18】

【6-5】 ICT活用、へき地教育等の課題について教員養成課程を有する奈良県内外の大学等との連携を進める。【14】

- ・【6-5-1】引き続き、研修会・学部科目「山間地教育入門」を実施する。また、へき地教育に関連する研究大会などへの参加等を通じ、奈良県内外のへき地教育関係者との連携を進め、へき地教育の充実に向けた取組を推進する。【19】
- ・【6-5-2】教育委員会、学校のICT環境整備及び運用体制に関する協働支援体制を充実させる。【20】

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【7-1】 アクティブ・ラーニングの展開などにより、学生の主体的な学習を促進するため、ラーニングコモンズ等を公開授業、公開講座、学生の学びあいの場などとして活用する。【15】

- ・【7-1-1】令和2年度に策定したラーニング・コモンズの改善案等に基づき、学習環境を改善する。【21】

【7-2】 学生の情報活用能力の向上及び課題探究力の育成を図るため、ICT設備等を利用した学びを支援するとともに、実際の学校現場でICTを活用した教育や児童・生徒指導を行うニーズに対応したプログラムを展開する。【16】

- ・【7-2-1】「ICT活用指導力チェックリスト」を用いて学生のICT活用指導力調査を継続し、児童・生徒の情報活用能力育成に資するICT活用実践の普及・支援を行う。【22】

【7-3】 学生が主体的に学修活動が行える機会を広く提供するため、京阪奈三教育大学の連携により学生主体の合同セミナー等を継続的に開催する。合同セミナーは、対面セミナーだけでなく、TV会議システムも活用し、学生自身が主体的に企画運営できるよう支援する。【17】

- ・【7-3-1】合同セミナー、学生企画活動支援事業等を引き続き計画し実施する。【23】

【7-4】 学生に対する経済的支援として、通常の授業料免除可能額に大学独自の財源を配分して授業料免除を実施するとともに、海外の協定大学への派遣留学に際して大学独自の財源で支援を実施する。【18】

- ・【7-4-1】令和2年度から国により実施された「高等教育の修学支援の新制度」の適用を基本とするが、必要に応じて支援を検討する。【24】
- ・【7-4-2】奈良教育大学海外派遣留学生支援奨学金支給規則に基づき、引き続き国際・学術交流基金より派遣留学生に支援奨学金を支給し、派遣留学に向けた支援を行う。あわせて、その効果について調査する。【25】

【8-1】 学部卒業生は70%、教職大学院修了者は90%、修士課程修了者は75%の教員就職率と、奈良県内小学校教員の占有率30%を確保するため、入学から卒業修了にわたる学生への継続的な進路指導により教職への意識を高める。また、教育課程における学びに加え、教員採用試験に向けた支援として、模擬授業、模擬集団面接、模擬集団討論及び模擬試験など各種支援プログラムを実施する。【19】

- ・【8-1-1】各目標数値の向上のため、各種支援と教員就職に向けたこれまでの対策に継続して取り組む。【26】

【8-2】 卒業生・修了者については、奈良県講師就職者の次年度受験や正規採用に向けた支援を強化するとともに、奈良県を中心とする新規採用者の勤務状況等の情報を各種支援プログラムの改善に活用する。【20】

- ・【8-2-1】引き続き卒業後支援を行うとともに、奈良県内の学校訪問により教員就職に関するニーズ調査を実施する。【27】

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【9-1】 入学者の入試成績、入学後の学業成績等の分析に基づき、教職への意欲関心、教職に必

要な学力能力を多面的総合的に評価できる選抜方法に向けた改善を行う。【21】

- ・【9-1-1】これまでの選抜方法等の検討を踏まえ、令和4年度教育学部入学者選抜を実施する。【28】

【9-2】奈良県教育委員会との協議を継続的に行うとともに、高大接続の一環として地域の高校との連携関係に基づいた学部を選抜方法を検討改善し、地域の教育に貢献する人材を育成する。(戦略性が高く意欲的な計画)【22】

- ・【9-2-1】これまでの総合型選抜(AO入試)を検証し、さらなる選抜方法等の改善について検討を開始する。【29】
- ・【9-2-2】奈良県教育委員会が実施する次世代教員養成塾の実施に引き続き協力する。【30】

【10-1】平成31年度を目途に、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを改善し、それに基づく選抜方法を立案し実施する。【23】

- ・【10-1-1】令和4年度以降のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを決定し、それに基づく選抜方法を公表する。【31】

【10-2】「教員養成の高度化に関する連携協定」等を踏まえ、地域の大学との連携関係に基づいた大学院の選抜方法を改善する。【24】

- ・【10-2-1】平成28年度から新たに実施した大学院特別選抜(推薦入試)と入学者の学業成績分析を踏まえ、令和4年度以降の選抜方法を決定し公表する。【32】

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【11-1】教員養成大学として教育の発展に寄与するため、教育科学、教科教育学、教科内容学及び教科を構成する諸学問の研究分野で、教育の基盤となる質の高い研究を実施し、得られた成果を教員養成、教員研修に還元する。【25】

- ・【11-1-1】教科融合型及び多様性理解のための研究を含め、教育の基盤となる質の高い研究を実施し、得られた成果を教員養成、教員研修に還元する。【33】

【11-2】豊かな自然や地域文化、多数の世界遺産等を通じた「持続可能な開発のための教育」に関する研究、理数教育ならびに特別支援教育に関する研究など、奈良の地に根差した個性ある学際的研究とそれに基づく教育方法及び教材開発を推進し、得られた成果を教員養成、教員研修に還元する。【26】

- ・【11-2-1】教育研究支援機構を構成する各センターが取り組んできた実践例や研究プロジェクトによる研究成果を教員養成、教員研修に還元する。【34】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【12-1】学長のリーダーシップに基づき、研究成果が教員養成や地域の教育改善に寄与する取組

やプロジェクトに研究資源を重点的に配分する等、研究実施体制と研究環境を整備する。
【27】

- ・【12-1-1】中期目標・計画や機能強化に深く関連した取組に予算を重点的に配分するために、学長裁量経費において、「教育研究改革・改善プロジェクト事業他」及び「研究活動の充実・活性化のための事業」を行う。【35】

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【13-1】教育委員会と連携し、現職教員の研修等について大学が組織的に寄与する。とりわけ、奈良県教育委員会との連携により設置している専門部会（英語教育、ICT活用、高大接続）の取組を拡充することにより、教員養成大学として新たな教育課題に率先して取り組む。【28】

- ・【13-1-1】地域・教育連携室において、学外室員と学内室員との情報交換を促進し、専門部会（英語教育、ICT教育、高大接続、教員研修、へき地教育）による教員養成・研修機能強化のための連携事業の実施状況を点検する。【36】
- ・【13-1-2】奈良県教育委員会との連携協力により設置されている専門部会により構成されている「地域融合型教育システム」の、成果と課題を検証する。【37】
- ・【13-1-3】奈良県教育委員会との連携協力により設置されている専門部会により構成されている「地域融合型教育システム」において、専門部会相互の協働事業を実施する。【38】
- ・【13-1-4】高大接続事業として、奈良県教育委員会が実施する「次世代教員養成塾」に引き続き協力する。【39】

【13-2】本学の特色や教育研究の成果を生かして、社会や受講生のニーズを反映したテーマ内容とした教員免許状更新講習や公開講座及び高大連携を含む連携事業等を実施する。【29】

- ・【13-2-1】奈良県教育委員会や奈良県内大学等と連携して教員免許状更新講習を実施する。【40】
- ・【13-2-2】本学の特色や教育研究の成果を生かし、インターネットツールを活用する等、多様な公開講座を開設する。【41】
- ・【13-2-3】奈良県内高校の教育活動の支援等、高大連携の事業を実施する。【42】

【13-3】教育委員会等と連携し、スクールサポートなど学生による教育支援活動を充実させ、地域の公立学校等の教育活動の円滑な実施を支援する。【30】

- ・【13-3-1】奈良市教育委員会と連携してスクールサポーター研修、認証制度を引き続き実施する。【43】
- ・【13-3-2】教育委員会等と連携し、スクールサポートなど学生による教育支援活動を充実させ、地域の公立学校等の教育活動の円滑な実施を引き続き支援する。【44】

【13-4】人材育成と地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に寄与するため、近隣大学・短期大学ならびに教育委員会と連携協力して、保育士資格取得のための特例科目を

平成31年度まで開講する。【31】

- ・【13-4】中期計画達成

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【14-1】社会のグローバル化に対応できる教員の養成に資するため、海外の協定大学等や、東アジアを始めとする高等教育機関と連携し、研究者・大学院生の交流や共同研究事業等を実施する。【32】

- ・【14-1-1】引き続き、平成29年度に構築された戦略に基づき、海外の大学等との国際交流協定について、交流状況を整理し、協定の更新や必要に応じ内容の見直しを行う。【45】
- ・【14-1-2】引き続き、研究者、大学院生の交流と共同研究を推進するため、韓国の協定大学等と国際シンポジウムを共催し、大学内外の若手研究者の発表機会の拡充を行う。【46】

【14-2】グローバルな視野を備えた教員を養成するため、海外の協定大学へ学生を派遣するとともに、留学生を受け入れ、本学学生と留学生の交流を活発化させる等、留学支援への取組を充実させる。【33】

- ・【14-2-1】引き続き海外の協定大学へ学生を派遣するとともに、留学生を受け入れ、留学生サポーター制度、国際交流イベント、地域貢献における日本人学生と留学生の協働、留学生プログラム各種発表会の全学公開、派遣留学生の帰国報告会等を実施し、本学学生と留学生の交流を推進する。【47】

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【15-1】大学と連携し、学部生・大学院生の教育実習及びスクールサポート等における実践の機会を充実するとともに、教育実習で培う目標に基づき、実習校としての役割を果たす。【34】

- ・【15-1-1】令和2年度の実習を踏まえ、また、学部新教育課程（令和元年度実施）で学ぶ学生が初めて教育実習年次に到達することにも鑑み、教育実習計画（教育実習ポリシー、教育実習の目標・方法・評価の指標、教育実習のしおり）を検証し、必要に応じて見直しを行う。【48】
- ・【15-1-2】令和2年度の「学校フィールド演習」の成果報告を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。【49】

【15-2】大学及び教育委員会や公立学校などとの教育研究連携をさらに進めるとともに、教育委員会等との人事交流を促進するため、附属学校部のもとに教育研究連携部会を設置するなど、組織的整備を行う。【35】

- ・【15-2-1】第4期の奈良女子大学との法人統合を見据えて、奈良女子大学の附属学校園と協議する場を設け、組織的に人事交流を促進するための検討を開始する。【50】
- ・【15-2-2】引き続き「奈良教育大学教員のための研修プログラム」における附属学校及び地域

の学校等の活用状況（授業観察、共同研究など）を検証するとともに、第4期中期目標・中期計画期間の実施に向け、必要に応じて改善する。【51】

【15-3】大学の附属学校園として幼小中連携を推進し、子どもの発達に応じた教育指導の内容や方法に関わる実践的研究を進めるとともに、ユネスコスクールとしての附属学校園の特色を活かして公立学校のモデル校としての機能を強化し、その成果を広く外部の教育関係者に公開する。【36】

- ・【15-3-1】ESD等をテーマとする、三附属連携による実践的な取り組みを行う。【52】
- ・【15-3-2】引き続き各附属が自らの教育・研究の成果を発信する場である、研究会（研修会）の内容を充実させ、公立学校のモデル校としての機能を強化するとともに、HP等を活用した情報発信を行う。【53】

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【16-1】学長がよりリーダーシップを発揮し、業務運営を整備充実させるため、事業の進捗状況の把握などを始めとする点検評価等を実施し活用する。【37】

- ・【16-1-1】令和2年度に整備した内部質保証基本方針に基づいた点検評価を実施する。【54】

【16-2】監事機能を強化するため、監事の業務をサポートする体制を充実する。【38】

- ・【16-2-1】監事業務をサポートする体制の充実を図るため、監査室員の研修を実施する。【55】

【17-1】優秀な事務職員を確保するため、地区別の職員統一採用試験を活用するとともに、他機関との人事交流、外部人材の登用等を促進する。【39】

- ・【17-1-1】引き続き京阪奈三教育大学間の人事相互交流を実施するとともに、法人統合を見据えた奈良女子大学との相互人事交流及び他機関との人事交流等を実施する。【56】

【17-2】男女共同参画を推進するため、教職員が働きやすい環境の改善に努め、大学教員及び事務職員に占める女性の割合を22%以上とする。【40】

- ・【17-2-1】前年度の一般事業主行動計画の変更を踏まえ、教職員に占める女性割合30%を確保するとともに、同計画のさらなる推進に取り組む。【57】

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【18-1】実践型教員養成機能を強化するため、学校現場で指導経験のある大学教員を20%確保する。【41】

- ・【18-1-1】引き続き、専任教員と新規採用教員の研修プログラム参加率100%を維持し、実践型教員養成機能を強化する。【58】

【18-2】40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、若手率13.1%以上となるよう促進する。【42】

・【18-2-1】若手教員の積極的な採用により、大学教員の若手率13.1%を確保する。【59】

【18-3】教育組織に柔軟に対応し、教育を効果的に実施するために、平成32年度を目途に教員組織を再編する。【43】

・【18-3】中期計画達成

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【19-1】企画立案機能など専門性の高い事務組織にするため、人材育成の方針に基づき、多様なSD（スタッフ・ディベロップメント：職員の職能開発）研修等を実施する。【44】

・【19-1-1】前年度に構築した能力育成プログラムに基づき、事務職員の資質向上及び職能開発に関する研修を実施する。【60】

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【20-1】受託研究、寄附金その他外部資金獲得のため、これまでの研究成果を地域や社会に発信することで地方公共団体や民間などとの連携を推進するとともに、科研費等の競争的資金獲得に向けて、申請支援体制を強化する。【45】

・【20-1-1】これまでの研究成果を地域や社会に発信し、地方公共団体や民間などとの連携を推進するとともに、共同研究・受託研究、寄付金（研究助成）獲得のための取組を継続する。【61】

・【20-1-2】競争的資金の獲得に向けた申請支援策として科研費セミナー等を実施する。【62】

【20-2】資金運用、スペースチャージ（施設使用料の徴収）の導入などに取り組み、自己収入を増加させる。【46】

・【20-2-1】スペースチャージ（施設使用料徴収）、駐車場入構カード代の徴収、土地等資産の有料貸付、有料公開講座の継続実施と利用促進の周知を行うとともに、資金の運用、寄附募集の強化や古本募金を実施する他、新たな自己収入方策について検討する。【63】

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【21-1】日常的な節電、節水など、省資源、省エネルギーについて教職員の意識改革に努めるとともに、ペーパーレス化の促進、インターネット入学願書出願システムの導入等により、諸経費を抑制する。【47】

・【21-1-1】各種委員会におけるペーパーレス化を更に推進し、前年度の調査結果に基づき未実施の委員会等に積極的に働きかけを行う。また、その他新たな経費削減方策について、財務委員会において検討する。【64】

- ・【21-1-2】省エネルギーに対する取組みを推進するため、LED 照明器具への計画的な更新を図るとともに、全学的な啓発と周知を年に2回（夏、冬）行う。【65】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【22-1】施設設備等を効率的効果的に運用管理するため、施設については、教育研究連携及び地域開放を含めた活用や計画的な維持管理を目的としたスペースチャージを導入し、設備については、再利用と有効活用を促進する。【48】

- ・【22-1-1】スペースチャージ（施設使用料）を継続して徴収し、共同利用スペース等の計画的な修繕・維持管理費用に100%充当する。【66】
- ・【22-1-2】引き続き、ウェブやメールを活用し全学周知等により、積極的に現使用者が使用しなくなった設備の再利用の促進を図る。【67】
- ・【22-1-3】共同利用設備の利用促進に向け、引き続き全国で利用できる「大学連携研究設備ネットワーク」による周知を行う。また、学内向けに、共同利用可能な設備・備品について、ホームページで周知を行う。更に、以上の実施内容の検証を行い、必要に応じ見直しを図る。【68】

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【23-1】点検評価実施方針に基づいた自己点検評価を実施するとともに、認証評価機関の評価結果を大学運営に反映する。【49】

- ・【23-1-1】点検実施方針に基づいた自己点検評価を実施する。【69】
- ・【23-1-2】外部評価結果を受けた改善方策が実施・反映されていることを確認する。【70】

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【24-1】学生及び教職員によって学内外で実施される教育活動、研究活動、地域貢献活動、国際交流活動等の取組や成果などについて、多様な媒体を活用して積極的に公開する。【50】

- ・【24-1-1】学生及び教職員によって学内外で実施される教育活動、研究活動、地域貢献活動、国際交流活動等の取組や成果などについて、引き続き多様な媒体を活用し、積極的に公開する。【71】
- ・【24-1-2】新入生アンケートの結果に基づき改善された広報を実施する。【72】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【25-1】キャンパスマスタープランの充実を図りつつバリアフリー、省エネルギー対策を行うために、構内の段差解消及びLED照明器具への更新等を行うことで、安全かつ環境にも配慮した計画的な施設整備を行う。【51】

- ・【25-1-1】省エネルギー対策として音楽棟（A）の照明器具LEDを行う。あわせて、非構造部材耐震補強（照明器具落下防止対策）を行う。【73】

【25-2】施設の予防保全を目的とした防水・外壁改修等、計画的な維持管理を行いキャンパスの長寿命化及び老朽対策を行う。【52】

- ・【25-2-1】予防保全を目的とした計画的な空調設備更新（講義4号棟）を行う。【74】

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【26-1】大学及び附属学校において安全なキャンパス環境を維持するため、各種のセキュリティ対策を講じるほか、各種の災害事故等に関するマニュアル等に基づく点検などにより、持続的な危機管理意識を徹底する。また、化学物質等の管理及び作業管理や廃棄物の保管と処理等に関する整備と安全教育を推進する。【53】

- ・【26-1-1】危機管理・リスク管理マニュアル及び安全のためのしおりについて、必要に応じて見直しを図るとともに啓発に努める。【75】
- ・【26-1-2】大学及び附属学校において、安全なキャンパス環境の維持のため、引き続き化学物質等に関してリスクアセスメントを実施し、適正な物品管理及び作業管理、廃棄物処理等に関する設備の点検(局所排気装置定期自主点検1回、作業環境測定2回)を行う。【76】
- ・【26-1-3】不審者侵入防御体制を維持しつつ、必要に応じて見直しを図る。【77】
- ・【26-1-4】敷地内完全禁煙に向けて、全学に周知する。【78】

【27-1】情報セキュリティポリシーを検証し、見直すとともに、教育研修等により、情報セキュリティ意識を向上させる。【54】

- ・【27-1-1】情報セキュリティ対策基本計画に基づき、次の取組を行う。①情報セキュリティポリシー及び関連規則の見直し、②教職員向け研修・インシデント対応訓練等の実施、③採用、入学時のキャンパスネットワークガイダンスの実施、④自己点検の実施、⑤内部監査の実施、⑥次期情報セキュリティ対策基本計画を策定【79】

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【28-1】関係法令、学内規則、倫理方針等に基づいて、適正な法人運営、不正防止等に取り組むとともに、教職員及び学生に対し、法令遵守等に関する研修会等を実施する。【55】

- ・【28-1-1】学生に対し、学内規則や法令遵守等に関する研修会等を引き続き実施する。【80】
- ・【28-1-2】公的研究費の運営・管理に関わる全ての大学構成員へのコンプライアンス教育並びに新規採用教員及び学生への研究倫理教育を引き続き実施し、学内規則の周知及び法令遵守等に係る啓発を行う。【81】
- ・【28-1-3】研究不正防止計画を推進するとともに、さらなる充実に向けた検討を行い、研究費の不正使用及び研究活動に関する不正防止を図る。また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての大学構成員へのコンプライアンス教育並びに新規採用教員及び学生への研究倫理教育を引き続き実施し、受講率100%とする。【82】

【28-2】 研究費の使用及び研究活動に関して、研究不正防止計画を推進するとともに、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を通して、不正防止に努める。【56】

- ・ **【28-2-1】** 研究不正防止計画を推進するとともに、さらなる充実に向けた検討を行い、研究費の不正使用及び研究活動に関する不正防止を図る。また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての大学構成員へのコンプライアンス教育並びに新規採用教員及び学生への研究倫理教育を引き続き実施し、受講率100%とする。【83】

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,406
施設整備費補助金	0
補助金等収入	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	0
自己収入	834
授業料及入学金検定料収入	779
雑収入	55
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	67
引当金取崩	0
目的積立金取崩額	235
計	3,542
支出	
業務費	3,475
教育研究経費	3,475
施設整備費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	67
計	3,542

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額14,451百万円を支出する。

注)退職手当については、国立大学法人奈良教育大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,541
経常費用	3,541
業務費	3,311
教育研究経費	632
受託研究費等	37
役員人件費	57
教員人件費	1,860
職員人件費	725
一般管理費	127
財務費用	3
雑損	-
減価償却費	100
臨時損失	-
収入の部	3,306
経常収益	3,306
運営費交付金収益	2,406
授業料収益	612
入学料収益	98
検定料収益	28
受託研究等収益	37
補助金等収益	0
寄附金収益	26
施設費収益	0
財務収益	-
雑益	55
資産見返運営費交付金等戻入	33
資産見返補助金等戻入	9
資産見返寄付金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時収益	-
純利益	△ 235
目的積立金取崩益	235
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,590
業務活動による支出	3,240
投資活動による支出	302
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	48
資金収入	3,590
業務活動による収入	3,306
運営費交付金による収入	2,406
授業料及入学金検定料による収入	779
受託研究等収入	37
補助金等収入	0
寄付金収入	29
その他の収入	55
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
その他の収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	284

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

608,309 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として
借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、
文部科学大臣の承認を受けて、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

・引き続き京阪奈三教育大学間の人事相互交流を実施するとともに、法人統合を見据えた奈良女子大学との相互人事交流及び他機関との人事交流等を実施する。

・前年度の一般事業主行動計画の変更を踏まえ、教職員に占める女性割合30%を確保するとともに、同計画のさらなる推進に取り組む。

・引き続き、専任教員と新規採用教員の研修プログラム参加率100%を維持し、実践型教員養成機能を強化する。

・若手教員の積極的な採用により、大学教員の若手率13.1%を確保する。

(参考1) 令和3年度の常勤職員数 209人

また、任期付き職員数の見込みを 23人とする。

(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 2,454百万円

別表 学部の課程、研究科の専攻等名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

学部及び大学院

	課程及び専攻	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	1,020人 (うち教員養成に係る分野1,020人)
大学院 教育学研究科	人間発達専攻	18人(うち修士課程18人)
	教科教育専攻	72人(うち修士課程72人)
	教職開発専攻	50人(うち専門職学位課程50人)

附属学校

名称	収容定員	学級数
附属小学校	540人	18
附属小学校(特別支援学級)	24人	3
附属中学校	408人	12
附属中学校(特別支援学級)	24人	3
附属幼稚園	108人	5